

令和6年度 陸上競技・駅伝競技細則

- ① 日本陸上競技連盟に登録（団体・個人）をしていること。
※個人登録は6月末までに完了すること。駅伝競技は地区予選申込締切りまでとする。（ただし、駅伝競技は学校から出場する場合のみ、団体・個人ともに登録する必要はない。）
- ② 予選大会の参加は地区大会から認める。
- ③ 出場地区は、地域クラブ活動（以下「団体」という。）の拠点が所在する地区とする。
- ④ 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（団体が組織として確立している地域クラブ活動）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が兵庫県内であること。
- ⑤ 所属学校と所属団体の都道府県が異なる場合は出場できない。ただし、在籍校で登録することにより出場することができる。
- ⑥ リレー（低学年リレーも含む）・駅伝は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。
- ⑦ 複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。
- ⑧ 代表者・指導者においては、全員が18歳以上（その年度で満19歳になる者）とする。
- ⑨ 参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。